

産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円941番地

氏 名 津崎興産有限公司
代表取締役 尾関 真司

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第十四条の二第十項~~ の許可を受けた者であることを証する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和2年10月1日

許可の有効年月日 令和7年8月8日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破碎)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類

(以上2種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類: 破碎施設

設置場所: 徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円941番

設置年月日: 平成25年9月27日

処理能力: 378.4t/日(8時間, 47.3t/h)

一次破碎機(S6N)

811.2t/日(8時間, 101.4t/h)

二次破碎機(PEH-3 100/105)

378.4t/日(8時間, 47.3t/h)

許可年月日: 平成25年9月27日

許可番号: 1016

3. 許可の条件

破碎施設については、稼働時間を午前8時から午後5時までの8時間以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年8月9日 新規許可

平成27年10月13日 更新許可

平成19年10月1日 変更届出(処理施設の変更)

平成28年8月16日 変更届出(代表者の変更)

平成22年8月9日 更新許可

令和2年10月1日 更新許可

平成25年10月24日 変更届出(処理施設の変更)

平成25年12月18日 変更届出(本店所在地、施設設置場所の変更)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

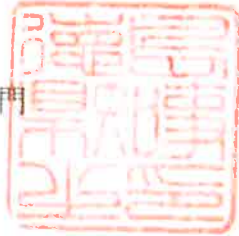
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円941番地

氏 名 津崎興産有限会社
代表取締役 尾関 真司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和2年1月7日

許可の有効年月日 令和6年12月19日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

（以上9種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月20日	新規許可
平成13年10月2日	変更許可
平成16年12月20日	更新許可
平成21年12月20日	更新許可
平成25年12月18日	変更届出 (本店所在地の変更)
平成26年12月2日	変更届出 (汚泥の限定解除)
平成27年2月2日	更新許可
平成28年8月16日	変更届出 (代表者の変更)
令和2年1月7日	更新許可

以下余白

禁止